一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和2年11月分〉

(1)行政処分の年月日	令和2年11月4日
(2)事業者の氏名又は名称	海源観光株式会社(法人番号9030001124233) 代表者山本 永海
(3)事業者及び当該行政処	(事業者) 埼玉県戸田市喜沢南二丁目6番28号
分等に係る営業所の所	(本社営業所)東京都足立区大谷田5丁目33番17号ファインクロス5番館106号室
在地	
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6)違反行為の概要	令和元年11月19日及び令和元年12月25日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)
(つ) きに上粉 (4 に)に	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点
(7)違反点数付与状況	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満た すことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者 に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和2年11月分〉

(1)行政処分の年月日	令和2年11月4日	
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社ジェネット(法人番号2011101029132) 代表者図	と 淳浩
(3)事業者及び当該行政処	(事業者) 東京都新宿区百人町一丁目20番22号 第2ムサシ	ビル3F
分等に係る営業所の所	(東京営業所) 東京都足立区舎人2丁目12-18-	101
在地		
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)	
(5)主な違反事項	道路運送法第20条	
(6)違反行為の概要	令和元年11月25日及び令和元年12月20日、新 可を受けたことを端緒として監査を実施。2件の違 められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法第 (2)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸 第24条第5項)	豆が認 20条)、
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2	点
( / / 连从从数刊 分价, 沉	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 2	点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満た すことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者 に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和2年11月分〉

(1)行政処分の年月日	令和2年11月10日	
(2)事業者の氏名又は名称	宮城交通株式会社(法人番号9013301014790) 代表者安田	智美
(3)事業者及び当該行政処	(事業者) 東京都豊島区西池袋4-24-12	
分等に係る営業所の所	(本社営業所) 東京都豊島区西池袋4-24-12	
在地		
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(27日車)	
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	
(6)違反行為の概要	令和元年12月6日、死亡事故があった旨公安委員らの通知を端緒として監査を実施。2件の違反が認れた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第	めら 車運 )運転
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3	点
( / ) 建仪总数刊 子仏沈	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 3	点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満た すことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者 に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和2年11月分〉

(1)行政処分の年月日	令和2年11月10日	
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社Transit(法人番号8011701021672) 代表者渡部 🥫	稔之
(3)事業者及び当該行政処	(事業者) 東京都江戸川区谷河内1-18-2	
分等に係る営業所の所	(本社営業所) 東京都江戸川区谷河内1-18-2	
在地		
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)	
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	
(6)違反行為の概要	令和元年12月20日、新規許可を受けたことを端緒とて監査を実施。5件の違反が認められた。(1)健康状態把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、輸規則)第21条第5項)、(2)乗務記録の記録事項の不(運輸規則第25条第3項)、(3)運転者に対する指導監督務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)定期点検整備の等度施(道路運送車両法第48条)、(5)運行管理者の講習講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	態運 の運 番 素
	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6 )	点
(7)違反点数付与状況	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6 ,	点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満た すことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者 に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和2年11月分〉

(1)行政処分の年月日	令和2年11月10日
(2)事業者の氏名又は名称	関東交通株式会社(法人番号4060001001104) 代表者保坂 和夫
(3)事業者及び当該行政処	(事業者) 栃木県宇都宮市若草2丁目1番19号
分等に係る営業所の所	(石橋営業所) 栃木県下野市石橋241番地9号
在地	
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
(5)主な違反事項	道路運送車両法第58条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年6月17日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6 点
( / ) 建仪总数刊 子伙冼	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満た すことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者 に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和2年11月分〉

(1)行政処分の年月日	令和2年11月17日
(2)事業者の氏名又は名称	東宝タクシー株式会社(法人番号3020001018193) 代表者大野慶太
(3)事業者及び当該行政処	(事業者) 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2丁目6番地27号
分等に係る営業所の所	(鶴見営業所) 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2丁目6番地27号
在地	
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6)違反行為の概要	令和元年10月18日及び令和元年11月14日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点
(7)違反点数付与状況	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満た すことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者 に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和2年11月分〉

(1)行政処分の年月日	令和2年11月17日
(2)事業者の氏名又は名称	富士興業株式会社(法人番号7030001021184) 代表者田中 正徳
(3)事業者及び当該行政処	(事業者) 埼玉県蕨市中央6丁目3番地50号
分等に係る営業所の所	(本社営業所) 埼玉県蕨市中央6丁目3番地50号
在地	
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(70日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6)違反行為の概要	令和元年12月6日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運行管理者の解任届出義務違反(道路運送法第23条第3項)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7 点
(7)違反点数付与状況	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 7 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満た すことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者 に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和2年11月分〉

(1)行政処分の年月日	令和2年11月17日
(2)事業者の氏名又は名称	ジー・エス・ビータクシー株式会社(法人番号5070001032485) 代表者岩井 清水
(3)事業者及び当該行政処	(事業者) 群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町695番地1
分等に係る営業所の所	(本社営業所) 群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町695番地1
在地	
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6)違反行為の概要	令和2年1月17日、事業譲渡を受けたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点
(7)違反点数付与状況	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満た すことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者 に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和2年11月分〉

(1)行政処分の年月日	令和2年11月17日
(2)事業者の氏名又は名称	小野塚 浩
(3)事業者及び当該行政処	(事業者) 神奈川県横浜市都筑区
分等に係る営業所の所	(営業所) 神奈川県横浜市都筑区
在地	
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(109日車)及び輸送の安全確保命 令
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項
(6)違反行為の概要	令和2年2月12日及び令和2年2月26日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法第20条)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(3)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(4)乗務記録の不実記載(運輸規則第25条第3項)
(7) 治丘上粉什仁壮识	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 11 点
(7)違反点数付与状況	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 11 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満た すことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者 に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和2年11月分〉

(1)行政処分の年月日	令和2年11月25日
(2)事業者の氏名又は名称	新井 康高
(3)事業者及び当該行政処	(事業者) 東京都練馬区
分等に係る営業所の所	(営業所) 東京都練馬区
在地	
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)
(5)主な違反事項	タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項
(6)違反行為の概要	令和2年6月23日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)タクシー 乗車禁止地区における乗車(タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項)
(7) 浩丘上粉 什 仁	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点
(7)違反点数付与状況 	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満た すことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者 に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和2年11月分〉

(1)行政処分の年月日	令和2年11月25日
(2)事業者の氏名又は名称	石川 幸男
(3)事業者及び当該行政処	(事業者) 東京都世田谷区
分等に係る営業所の所	(営業所) 東京都世田谷区
在地	
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)
(5)主な違反事項	タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項
	令和2年7月29日、法令違反の疑いがある旨の情報を対緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)タクシー 乗車禁止地区における乗車(タクシー業務適正化特別措置 法第43条第2項)
(6)違反行為の概要	
(6)違反行為の概要 (7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点